

PPAによる公共施設太陽光発電・蓄電池設備導入事業に係る公募型プロポーザル 質問と回答一覧

番号	資料名等	質問事項	回答
1	【実施要領】 8 参加表明書の提出 エ ③	実施体制に含める市内事業者は、グループ構成企業に限らず、下請先や外注先でも問題ない認識でよろしいでしょうか。	認識のとおりです。
2	【実施要領】 8 参加表明書の提出 キ	国税及び地方税を滞納していないことの書類の写しは、グループ構成企業すべての企業において必要となるでしょうか。 また、地方税については応募企業の本社所在地における県税と市区町村税にかかる証明書を取得する理解でよろしいでしょうか。	グループ構成企業による応募の場合、国税及び地方税を滞納していないことの書類の写しは、グループ構成企業すべての企業において必要です。また、地方税の証明書は、認識のとおりです。
3	【仕様書】 第4条（3）	設備設置前の調査及び手続について、構造調査とあるが、別紙1を見る限り、今回は野立てでの設置になると思われる。この場合でも構造調査は必要となりますでしょうか。	野建ての設置に関し、太陽光発電設備の沈みや傾き等が生じさせないための調査及び設計を必要に応じて実施してください。
4	【仕様書】 第6条3（9）	「対象施設の電気工作物と識別できるよう、要所に本事業のものであることが分かるような表示を行うこと。」とありますが、こういったものを想定されておりますでしょうか。 例えば改正FIT法に基づく標識のような認識でよろしいでしょうか。また、その場合に必須の記載事項などはありますでしょうか。	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙2・重点対策対象事業要件）p.3 d（e）の内容に基づき掲示してください。 →「20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。」
5	【仕様書】 第7条（8）	事業期間中における温室効果ガス排出量削減効果の検証について、定例報告等が必要なものでしょうか。	定例報告までは求めておりません。
6	—	法令・制度の改正、既存設備の状況その他の予見困難な事由により、工事の実施または売電契約の締結までの間に、当初提案した売電単価の見直しが必要となった場合、貴市と単価変更の可否およびその条件について協議することは可能でしょうか。	仕様書第3条第3号キの規定に基づき、やむを得ない事由がある場合は協議事項となります。

P P Aによる公共施設太陽光発電・蓄電池設備導入事業に係る公募型プロポーザル 質問と回答一覧

番号	資料名等	質問事項	回答
7	—	太陽光設備を受変電設備に接続する際は、約12時間程度の停電工事(全館停電)が必要となりますが問題ないでしょうか。 (主任技術者様のお立ち会いが必要となります) *停電不可の日が決まっていれば併せてご教示ください。	仕様書第6条第3項第10号の規定に基づき、市及び指定管理者と事前協議の上、対象施設の電気主任技術者に報告し、その指示に従うこと。
8	—	停電工事終了後、施設の既存電気設備の確認は受託者側で実施する事が困難です。そのため施設様にてご確認いただく形で想定しておりますが、いかがでしょうか。	停電工事終了後、施設の既存電気設備の確認は、市で対応します。
9	—	太陽光発電設備を設置する場合、設備を管理する主任技術者が、保安規程の変更届を経済産業局へ提出する必要があると認識しております。当該届出については、主任技術者にご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	認識のとおりです。
10	—	工事期間中は施設電源・水道・トイレの借用は可能でしょうか。	可とします。ただし、火葬等が行われる施設の特性上、市又は指定管理者が施設利用者への配慮が必要と判断した場合は借用を控えていただくことがあります。
11	—	工事時間は、午前8時30分から午後6時までとして問題ないでしょうか。	工事時間は、受託者決定後の協議事項となります。
12	—	工事の休工日は、原則として日曜日および祝日との理解でよろしいでしょうか。また、工事の進捗状況によっては、日曜日および祝日に作業を行うことも可能でしょうか。	工事の休工日及び休工日の工事の取扱いは、受託者決定後の協議事項となります。